

第74回（平成30年9月25日）

○的井総務課長 それでは、定刻になりましたので会議を始めます。

本日は、手塚委員、加藤委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第74回個人情報保護委員会を開会いたします。

議題1、個人情報の第三者提供事業等の実態調査の結果概要について、高木企画官と森企画官から説明をお願いします。

○高木企画官 個人情報の第三者提供事業等の実態調査の結果及びそれを踏まえた今後の対応につきまして説明いたします。

本実態調査は、昨年度、株式会社日本総合研究所に委託して行ったものです。調査手法といたしましては、主に3点ございました。第1に、届出済みの事業者のうち、いわゆる名簿等個人データを提供する事業者30社、それから、把握された未届出事業者に対するヒアリング調査。第2に、名簿等個人データを利用する一般事業者に対するアンケート調査。第3に、国民生活センターの協力を得て、同センターが受けた苦情相談状況の分析等を実施いたしました。

このうち未届出事業者につきましては、残念ながら把握したほとんどの事業者から調査協力は得られませんでした。ヒアリングを実施できた2社につきましては、届出を指導し、その後、届出済みとなっております。

取りまとめの詳細は資料2の調査報告書に記載のとおりでございますけれども、本日は資料1の概要資料にてポイントを絞って説明いたします。

資料1をご覧ください。1. は背景でございますが、改正個人情報保護法におきまして、オプトアウトを行う事業者の当委員会への届出義務や、第三者提供時の確認・記録義務に関する規定が設けられたことなどを踏まえ、名簿等販売事業者に関する実態調査を行ったものでございます。

2. は名簿等販売事業者の概要でございます。これはヒアリングの結果を基に概要を記載してございます。主な取得元は過去の住民基本台帳ですが、こちらにつきましては2006年11月に閲覧禁止となっております。その他に同業者、同窓会名簿等がございます。主な提供先は、呉服店、自動車教習所、学習塾、不動産・金融業等であることなどが分かりました。

3. は名簿等販売事業者における業務状況でございますが、適正取得を前提といたしまして、住民基本台帳の閲覧禁止以降、新規の個人情報の入手は困難となっており、当該台帳情報の利用価値が無くなれば、名簿等販売事業の継続は難しくなる傾向にあることなどが分かりました。また、個人情報保護法改正の影響及び同法の施行状況の詳細につきましては別紙に記載のとおりでございますが、3分の1程度の事業者において、おおむね適切な取扱いがなされていることが確認されました。

詳細につきましては、資料1の別紙をご覧ください。1. は法改正によ

る影響を記載してございます。主な点を紹介いたします。適正取得確認、オプトアウト利用の届出、第三者提供に係る確認・記録義務の導入等により、名簿等販売事業の継続が難しくなる傾向にあり、法改正による規制導入効果が現れているものと考えられます。

2. の適正取得につきましては、入手経路の適正性が確認できない場合には取得しないとする事業者も一部存在しているところでございます。

3. 確認・記録義務の履行状況でございます。確認を行っていない事業者が一部存在するほか、記録義務につきましては、総じて契約書や請求書等の発行・管理により記録がされているものの、必要な個人データ項目を記録していない事業者が約半数ほど存在していることが分かりました。

下に移っていただきまして、4. の消費者対応でございます。削除依頼に関しまして、削除後の再登録リスクがあるため、削除ではなく利用停止としている事業者が一部存在するなどの実態が明らかになりました。

資料1の1ページ目にお戻りください。4. は名簿等を利用する一般事業者に対する調査でございます。こちらにつきましては、約1,000社を対象にアンケート送付をいたしました。回答があったのは70社にとどまりました。そのうち過去1年間に名簿等販売事業者を利用したことがあると回答したのは僅か2社のみでございました。2社ということで、サンプル数が少ないので、あくまで御参考でございますが、名簿等販売事業者から得られた情報とおおむね整合的な内容となっております。

その他、注書きで記載してございますが、報告書においては、国民生活センターが受けた苦情相談状況を分析してまとめてございます。相談内容として主なものをここに記載してございます。

調査結果の概要につきましては以上のおりでございますが、本調査の結果を踏まえまして、今後の対応を図ってまいりたいと考えております。今後の対応につきましては5. に記載のおりでございますが、本調査結果も踏まえまして、名簿等販売事業者、名簿等を利用する一般事業者、一般消費者向けに注意喚起を行うとともに、未届出事業者に対する届出指導、届出事業者に対する確認・記録義務等の履行状況に関する指導を実施してまいりたいと考えてございます。

今後の対応につきましては、資料3及び4で説明いたします。資料3をご覧ください。注意喚起につきましては、対象ごと、すなわち名簿等を取り扱ういわゆる名簿等販売事業者向け、名簿等を利用する一般事業者向け、一般消費者の皆様向けにそれぞれ案を作成してございます。

資料3-1をご覧ください。名簿等販売事業者向けの注意喚起として、適正な情報取得を呼びかけるとともに、過度な広告表現に対する注意、また、第三者への提供等に関する留意事項といたしまして、オプトアウト規定の利用や第三者提供に係る確認・記録義務について、裏面をご覧くださいまして、開示、訂正等、利用停止等への対応ということの3点につきましては、必要な情報提供と併せて記載をしてございます。

資料3-2をご覧ください。名簿等を利用する一般事業者向けの注意喚起といたしまして、名簿等個人データの入手に際しての注意事項、また、自社内の名簿等個人データの管理についての注意事項という2点を必要な情報提供と併せて記載してございます。

資料3-3をご覧ください。一般消費者向けの注意喚起といたしまして、同窓会名簿や自治会名簿等を転売、紛失しないよう、必要な情報提供と併せて記載をしてございます。○森企画官 続いて、いわゆる名簿事業者に対する指導・監督について申し上げます。資料4をご覧ください。名簿事業者への対応としましては、法第23条に規定されている第三者提供に係る届出が行われ、かつ、確認・記録義務が適切に履行されている状態となることを目指したいと考えておりまして、まずは下の段にあります。未届の業者への指導に重点を置く形で望みたいと存じます。

以上です。

○高木企画官 内容の説明は以上になりますが、御了解を頂けましたら、資料1の調査概要、資料2の調査報告書と併せまして、資料3の注意喚起、資料4の今後の対応方針を当委員会ウェブサイトにて公表することといたしたいと存じます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 どうもありがとうございました。

これまでいわゆる名簿等販売事業者の実態は、全体としてつかむことが難しかったわけですが、今回のこの調査でかなりのことが把握できているのではないかと思います。全体として見た印象では、適正取得を前提とするという限りにおいては、名簿等販売事業者の業界自体がかなり小さくなっていく。また、その影響力も相対的にはかなり低下していくのではないかとこの傾向も見て取れます。その中で、その実態に合わせて当委員会としてもいろいろな対応を求められるのではないかと感じました。

以上です。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 今、大滝委員からおっしゃったことと重複する部分もあるのですが、今回の調査により、かなり実態が明確になってきたため、その後、我々がなすべきことも資料4にあるとおり、目指すべき状態が明確に「見える化」しております。是非これはスピード感を持って、監督体制をしっかりと整えていただきたい。未届出事業者の把握とともに、届け出ていても完全に法律上の義務が履行できていない事業者への指導を早めていただいて、次回調査したときにはかなりのレベルアップが実質的に見えるようにしていけたらと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○堀部委員長 ほかにいかがでしょうか。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 名簿等販売事業者の実態調査ですが、今、2人の委員がおっしゃったことと同様のことを私も感じまして、法令遵守がなされていない点は非常に残念であると思います。そもそも第三者提供の例外規定であるオプトアウト手続に関しては、消費者から見て非常に分かりにくい。当委員会に届出を行って、きちんと法令上の確認義務等、法令上の規律に服しているからこそ妥当性が担保されている。そういう制度と思われま。そういう意味から見ると、この現実を見れば、やはり相応の対策を早急に採らなくてはならないということになります。その際には、私どもの相談窓口だけでなく、全国にある消費生活センター、国民生活センターの苦情を把握して、その実態を把握するということが必要になります。

更にもう一点申し上げれば、名簿等販売事業者は、新しい情報、新しいデータ入手先が先細りしているとお話がありましたが、他方で、消費者自身が名簿を事業者に提供する情報源になっているという現実もあるということも、この中で示唆されていると思います。したがって、今回、ウェブサイトに注意喚起情報を掲載するのは非常に良いことで、より積極的にあらゆる機会を捉まえて、消費者に個人情報を出さないでという、そういう積極的な周知が必要と思います。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

今回、当委員会で委託調査をした結果、また、事務局がいろいろ検討した対応方針は、日本の名簿の問題についてこれまでになくよくまとまっていると思います。こういう形で注意喚起などをしていくということは非常に重要です。またこれを機会に、業界への指導・監督を更に強めていきたいと思います。

ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○堀部委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、的井総務課長からお願いします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、9月28日金曜日の14時30分から行う予定でございます。

本日の資料につきましては、ただいまの御決定どおりに取扱いをさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○堀部委員長 ありがとうございます。